

議案第61号

幸手市長の給料の減額に関する条例

令和5年12月1日から令和9年10月5日までの間における市長の給料月額は、幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第8号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める月額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和9年10月5日限り、その効力を失う。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

市長の給料を減額したいので、この案を提出するものである。